

4
8

大日本帝國政府

日本銀行外事局長 犀

二十一年一月八日

外 資 局 長

案

| | | |
|-------|-----|-----------|
| 花火第ニ三 | 號 | 昭和二十年一月八日 |
| | 濟藏決 | 案起 |
| | | 二丁・一・一〇 |
| | | 遣發零 |
| | | 書淨 |

外 資 局 長

爲替課長

調

管 理 課 長

總務課長

支那及南方ヨリノ對日送金ノ規制實施、件ニ關シ
外國爲替銀行及日本銀行へ通牒ノ件

大日本帝国政府

支那及兩方ヨリノ對日送金ノ規制ニ關シテハ義ニ小口送金等、取締ニ強化シタルモ今回更ニ全般的ニ對日送金ノ適當規制ニ要スル爲別紙(一)ノ通決定シ別紙(二)ノ措置ニ爲スコトトシ昭和二十年一月十日ヨリ實施スルコトト相成リタルニ付テハ爾今右御了知ノ上適當御取扱相成度付

追而本制度ニ關スル外國爲替銀行宛通牒ハ別紙ノ通ニ付添付候

記

- 一、本現地特別措置予金制度實施ニ依リ預入者ヨリ提出アルベキ確約書ハ
之ヲ監理シ當局ニ付添付候
- 二、右確約書ニ基キ爲サレタル預金ニ受入レタル銀行ハ各月分ニ翌月十五日迄ニ現地ニ發送シ内地本店又ハ東京所在店舗ニ於テ取纏メ日本銀行經由當局宛所定ノ報告書二通ニ提出スペキニ付其ノ一通ハ其ノ行ニ於テ保管監理シ當局ニ付添付候
- 三、本制度ニ依リ現地預金ノ實施状況ニ付内地支拂銀行ヨリ所定ノ報告書ニ提出スペキニ付其ノ一通ハ其ノ行ニ保管監理シ當局ニ付添付候

大日本帝政府

之ヲ各月々取扱
(一千九百零一年正月一日) 貨局宛達
(付) 告白コト

(國定規格第八二メニ五七耗)

本制度ニ基ク現地預金ノ拂戻ヲ受クル爲所定ノ書式(内地特別措置預金拂戻申請書ニ準ズ)ニ依リ申請アリタル場合ハ當局ニ進達スルコト

案ノ二

ニテ年一月八日

外資局長

各外國爲替銀行宛

支那及南方ヨリノ對日送金ノ規制ヲ更ニ強化スルヲ要スル爲送金許可ノ條件トシテ一定金額ヲ現地ニ預金セシムルコトトシ別紙^一ノ通照和二十一年一月十日ヨリ實施スルコトニ決定相成リタルニ就テハ右送金ノ文拂ニ際シ當局ノ指示アルモノニ付テハ別紙^二細則ニ依リ取扱相成候
右指示ニ際シテハ昭和二十年一月八日附藏外爲第ニ正月拂通牒ニ依ル措置ヲ爲スペキ旨許可捺項トシテ附スペキニ付御了知相成候
追而本制度ニ基ク現地ニ於テ發行セラレタル外貨預金證書ヲ本人ニ交

大日本帝國政政府

付スル爲銀行ガ輸入スル場合又ハ該證書ノ期限延長ノ爲輸出スル場合
及本制度ニ基キ外貨預金契約ヲ爲ス場合ヘ外國爲管轄法施行規則第
三十八條ノ制限及第四十二條ノ制限報告ハ之ヲ免除シタルニ付御了知
相成候

(國定規格50一八二×二五七耗)

高進而現地持引所定預金トシテノ受入資金ノ國策の便益ニ資ナフ爲ニコト
ト爲レモ久着也、北支、於テ、北支那兩者既式合此、中南支、
於テ、中支那兩者既式合此、ノ定行、於定シ居シタルセ空行経行等
ニ付テ、向通知ニキニ付申添候

外、爲ハ一九一九一九

支那ヨリノ送金許可ニ際シ現地預金セシムル場合ノ措置要綱

- 一、支那ヨリノ送金許可ニ際シ許可ノ條件トシテ現地預金セシムル場合ノ措置ハ左記ニ依ルコトトス
- 二、現地預金ハ原則トシテ該送金ノ内地取扱銀行ノ現地店（本邦ニ本店ヲ有スル本邦爲替銀行ノ現地店又ハ該送金ノ内地取扱銀行ノコルレス先本邦銀行ノ現地店タルコト）ノ預金トシ期間半ヶ年ノ定期預金トスルモ必要ニ應ジ延期セシメ得ルモノトスルコト
- 三、現地預金ノ表示通貨ハ現地通貨建トスルコト
- 四、現地預金ハ原則トシテ引出等處分ヲ認メザルコト但シ特ニ中央當局ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ非ザルコト
- 五、現地預金通帳又ハ預り證ニハ中央當局ノ承認ナクシテ處分スルコトヲ得ザル旨ヲ明記スルコト

五 現地預金ノ利息ハ預金者本邦ニ引揚ガタル場合ニ限り本邦ヘノ取寄ヲ認ムルコト

六 本邦ヘノ引揚ノ場合ノ如ク現地ニ於テ預金受續ヲ爲スコト困難ナルトキハ右現地預金ニ付顧客ノ便宜ノ爲爲替銀行ノ内地店ニ於テ通帳又ハ預り證ノ發行ヲ爲スコトヲ認ムルコト

七 右ノ現地通貨建預金通帳又ハ預り證ヲ内地ニ於テ發行スルニ際シテハ銀行顧客共ニ外國爲替管理法施行規則上ノ外貨預金契約ニ關スル制限及報告ヲ免除スルコト

八 現表預金トスル爲ノ返送ニハ補償料、手數料ヲ徵セザルコト

九 現地預金實施狀況ニ關シテハ取扱銀行ヨリ定期的ニ所要ノ報告ヲ徵シ確實ナル實施ヲ期スルコト

十 現地預金制ニ付テハ本制度ノ圓滑ナル運用ヲ期スル爲取扱銀行側ニ於テ十分顧客ノ利便ヲ圖ル如ク適當措置スルコト

右ニ依ル現地預金受入資金ハ金利關係ヲ考慮シ受入銀行ニ於テ各月毎、取纏メ現地ニ於ケル國策的使途ニ貸付ヲ爲ス如ク措置スルコト、但シ各統轄店毎ニ合計シ右貸付単位ハ百萬圓トシ百萬圓未滿ノトキハ百萬圓ニ達シタル際貸付クルコト

支那

支那ヨリノ對日送金規制實施細則

(香港ヲ含ム以下同ジ)ヨリノ對日送金トナルベキモノニ關シ
現地ニ於テ現地通貨建ノ預金(現地特別措置預金ト稱ス以下同ジ)

爲サシムル場合ノ措置ハ本實施細則ニ依ルモノトス
一、現地特別措置預金ヲ爲スペキモノガ内地居住ノ場合

(一) 確約證ノ徵收及預金手續

内地店ハ顧客ヨリ當局ノ許可條件トシテ指示シタル金額ヲ現地
通貨建預金ト爲シ且ツ之ガ處分ヲ爲ス場合ハ當局ノ承認ヲ受ク
ベキ旨ノ別紙一ノ確約證ヲ徵シ右現地預金ノ預入手續ヲ爲スコト

(二) 送金代り金ノ支拂

内地店ノ送金代り金ノ支拂ハ右預金ニ關シ前號ノ確約證ノ提出
及現地店ニ於ケル右預金ノ預入アリタルコトヲ確認ノ上支拂
爲スコト

無爲替金製品輸出許可證

昭拾

金第

號

昭和十 年 月 日付別紙申請ノ件許可ス

但シ左記條項ヲ附ス

昭和十 年 月 日

大藏大臣

記

一、輸出製品代金（增量金、値増金其ノ他ニ準ズルモノヲ含ム）ハ輸出製品ガ仕向地ニ到著後三箇月内ニ仕向地ヨリ銀行ヲ經由シ又ハ本邦ニ仕向ケタル郵便爲替ニ依リ乞フ本邦ニ回収ス

但シ送金額ノ一部ヲ以テ所定額ノ現地特別措置預金ト爲ス場合ニシテ同預金ト爲スコトニ付内地店ニ於テ確認シ得ル場合ハ右預入前ト雖モ第一號ノ確約證ヲ徵シタル上支拂ヲ爲スモ支障ナキコト

(三)預り證ノ發給

- (1)現地預金受入銀行ガ内地支拂銀行ト同一銀行ナル場合ハ内地店ニ於テ預り證ヲ現地店ニ代り發給スルコトヘ右ノ事務代行ニ關シ店舗間ノ權限上ノ問題アル場合ハ當該銀行ニ於テ右權限ノ改訂ニ付適當措置スルコト
- (2)現地預金受入銀行ガ内地支拂銀行ト同一銀行ナラザル場合ハ現地受入銀行ニ於テ預り證ヲ發給シ内地支拂銀行ニ於テ之ガ送付引受ケタル上内地銀行ハ之ヲ預金者ニ交付スルコト右ノ場合内地銀行ハ顧客便宜ノ爲預り證到達前ニ假預り證ヲ發給シ得ルコト

(有文書號)

大藏庫

正藏庫

日 月 日 月 日

正藏庫

正藏庫付の署申猶留科日

第 一 卷

正藏庫付の署申猶留科日

正藏庫付の署申猶留科日

正藏庫付の署申猶留科日

正藏庫付の署申猶留科日

正藏庫付の署申猶留科日

正藏庫付の署申猶留科日

正藏庫付の署申猶留科日

(四) 報告

(イ) 石(イ) 及(ロ) の預金證書へ當局ノ承認ヲ受タルニ非レバ處分ヘ預
金引出擔保若ヘ見返ト爲ス等シ得ザル旨ヲ適當見易キ場所
ニ明記スルコト

(四) 報告

内地支拂銀行ハ現地特別措置預金ノ實施狀況ニ付別紙二ノ報向
書ヲ提出シ、現地特別措置預金ノ受入銀行ハ別紙三ノ報告書ヲ
内地店ヲ通ジ提出スルコト

(五) 現地特別措置預金ノ處分手續

(イ) 現地預金ノ處分ハ原則トシテ處分ヲ許可セザル方針ナル處特
ニ預金者ガ其ノ處分ヲ必要トスル場合ハ昭和十九年三月三日
附藏外爲第四一九一號通牒ノ別紙三書式ニ準ジタル現地特別
措置預金拂出等承認申請書ヲ預金銀行經由日本銀行本支店ヲ通
ジ提出スル様指示スルコト

無爲替金製品輸出許可證

昭、拾

金第

號

昭和十 年 月 日付別紙申請ノ件許可ス

但シ左記條項ヲ附ス

昭和十 年 月 日

大藏大臣

記

一、輸出製品代金（增量金、値増金其ノ他之ニ準ズルモノヲ含ム）ハ輸出製品ガ仕向地ニ到著後三箇月内ニ仕向地ヨリ

(口)現地特別措置預金ノ受入銀行ハ右處分ニ關スル中央當局ノ承

認ナキモノニ付テハ該預金ノ拂出等ヲ爲スラ得ザコト

(内)内地銀行ハ處分ニ關スル中央當局ノ承認ナキモノニ付テハ現
地特別措置預金ノ取立等對日送金トナルベキ手續ヲ執ルコト
ザルコト

二、現地特別措置預金ヲ爲スベキモノガ現地居住ノ場合

(口)現地銀行ヘ内地銀行（對日送金ノ支拂ヲ爲スベキ銀行）ヨリノ

ノ通知ニ基キ右預金ノ受入手續ヲ爲シタル上内地銀行ニ對シ
預入金額ヲ報告スルコト

(口)前號ノ預り金受入ニ際シ預入者ヨリ別紙一ノ確約證ヲ徵シタ
ル上内地銀行經由（内地銀行ハ更ニ日本銀行本支店經由）當局
局宛送付スルコト

大藏省
監察司
監察司

(有文書類)

大藏大臣

日本國立本支官署

日

月

年

十和田

昭

日付別冊申牒

年

十和田

昭

監

第

昭

本邦通商貿易人

口其ノ他ノ手續

前號以外ノ取扱手續ニ關シテハ現地特別措置預金ヲ爲スベキ

モノガ内地居住者ノ場合ニ準ジ處理スルコト

(有文合鵝)

大藏大臣

日

年

十時四

目

賄金可提

日

年

十時四

目

可提付

日

年

十時四

目

賄金可提

日

年

十時四

目

可提付

日

年

十時四

目

大藏省外資局長

年 月 日

殿

預入名義人ノ住所職業
氏名又ハ商號 印

(代表者氏名)

左記ノ通送金ヲ受ケタルニ付テハ(又ハ送金ヲ爲スニ付テハ)御所
定ノ金額何程ヘ現地通貨ヲ以テ何々銀行何々支店ニ於ケル預金ト爲
シ、銀行預金ト爲シタル上ヘ其ノ拂出ヲ爲シ又ハ預金ヲ擔保若ハ見
返トスル借入金等預金ノ處分ヘ通帳又ハ預り證ノ處分ヲ含ム)ヲ爲
サントスルトキハ豫メ貴局ノ御承認ヲ申請可致確約申上候
一爲替又ハ取立債權ノ種類
一對日送金額

三、支拂銀行名
四、送金人ガ預入者ナル場合ハ受領者（又ハ受領者ガ預入者）ノ場合

二ハ送金人ノ住所氏名

五、送金ヲ必要トスル事由

注意 本確約書ハ一通ヲ作成シ支拂銀行ヨリ日本銀行經由當局ニ
提出スペシ

別編
一

支那三四年送金三關又現地特別措置預金殘高報告書

何月分

銀行（支店）

大藏省外監局長

卷之三

卷之三

計
注意
一、本報告書ハニ浦ヲ現地特別措置預金ノ受入ヲ爲シタル銀行ニ於テ作成シ各月分ヲ翌月
三、月内其五日迄之ニ浦ヲ現地特別措置預金ノ受入ヲ爲シタル銀行ニ於テ作成シ各月分ヲ翌月
通貨中ニ種類減額ナキ遲滯當該地ヨリ發送シ本店へ支拂銀行又ヘ東京所在店舗ニ於テ之ヲ取纏
ノ後之ニ浦ヲ現地特別措置預金ノ受入ヲ爲シタル銀行ニ於テ作成シ各月分ヲ翌月
二、月内其五日迄之ニ浦ヲ現地特別措置預金ノ受入ヲ爲シタル銀行ニ於テ作成シ各月分ヲ翌月
接納後之ニ浦ヲ現地特別措置預金ノ受入ヲ爲シタル銀行ニ於テ作成シ各月分ヲ翌月
類減額ナキ遲滯當該地ヨリ發送シ本店へ支拂銀行又ヘ東京所在店舗ニ於テ之ヲ取纏
計合ナモ日本銀行經由提出相成度シ
附報告書スベシ
シ更ニ合計ヲ附スベシ

大日本帝政政府

經
過

(國定規格第182×257耗)